



Title	commonsを考えるために：イタリアにおける‘uso civico’の一例から
Author(s)	井本, 恭子
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2023, 57, p. 19-35
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/94922">https://hdl.handle.net/11094/94922</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# コモンズを考えるために

——イタリアにおける‘uso civico’の一例から——

井本 恭子

キーワード：‘uso civico’／テリトリー／「囲い込み」

## 1 はじめに：問題の所在

コモンズという言葉はやっかいである。共有地 (communal land)、共有財産 (common property)、共有資源 (common pool resources) [Ostrom 1990] など多義的であり、その対象が自然資源から文化や知的財産まで拡大していくからである。たとえば自然資源だけではなく、「みんなのもの」とされる資源や財 (知識や文化など) の所有、管理、利用、継承の問題、共有制度、都市の公共空間など多種多様である。コモンズをめぐる研究は、地球環境の変化、エネルギー資源の枯渇、生物多様性、新自由主義的な経済がもたらす弊害、新型ウイルスによる感染症の世界的大流行など、グローバルかつローカルな喫緊の課題と関連して、さまざまな分野でますます盛んになっている。一方、その概念は茫洋とするばかりである。「集団で分かち合う資源とその管理方法」のような一般的な概念や「共有とされる自然物や地理的空間、事象、道具だけでなく、共有資源 (物) の所有と利用の権利や規則、状態までを含んだ包括的な概念」[秋山 2004: 12] にならざるを得ないことに、コモンズのやっかいさがあるようにも見える。

こうした状況をふまえ、本稿は、まずコモンズありきではなく、コモンズを考えるためのとっかかりになりうる個別的な事象に着目する。この「とっかかり」と何か、なぜそれに着目するのか。「とっかかり」とは、イタリア

における‘uso civico’の存在である。‘uso civico’は1927年に法的な位置づけとともに出てきた名称である。それ以前の土地の共同利用や習慣については、地域ごとに異なる呼び名があり、公有地、私有地にかかわらず、コムーネ（基礎自治体）の住人あるいは集団に認められている実質的な土地の共同利用や慣行を意味していた<sup>1)</sup>。個人あるいは集団に属する「利用権」というよりも、与えられるものであったと言える。一方、法的統一後の名称‘uso civico’は、所有を単位とした近代的な土地区分を基にしており、所有と利用のずれを含んでいる。このずれは土地とのかかわりの違いを生じさせる「なにか」、完全な（独占的な）所有に転換できない「なにか」を語りうる存在であるようにみえる。起源と質をまったく異にする土地区分の基盤が交差し対決するプロセスのなかで出てくるからである。‘uso civico’が不完全な所有として法的に位置づけられた結果（規範の決定）だとすれば、そうした法的一元化のプロセスが創りだした「妥協」の産物と捉えることも可能である。ゆえに、混合物（異なる関係の統合）であることを語る‘uso civico’を「方法」として、コモンズを問うこともできるのではないか。ここに‘uso civico’に着目する理由がある。

本稿の目的は、イタリアにおける‘uso civico’の一例から、伝統的な土地利用の遺制や慣習「法」として、その具体的な機能や権利の束を実体化し、新たな価値を見いだすことにあるのではない。個別的な事象を介して、完全な（独占的な）所有に転換できない「なにか」を記述する試みにある。手がかりは法的一元化と‘uso civico’の「発明」のプロセス、生業と生活の営みが連結した「テリトリー」の柔軟な変化への適応のしかたにあると筆者は考えている。「テリトリー」とは、「なわばり」や「パーソナル・スペース」と関係する概念というよりも、行政上の明確に確定された管轄範囲であると同時に異なる関係がさまざまな形で連結する一定の範囲（生態系、生業の場、生活の場の関係）を記述するために用いる。

ひとつの地域を選定するのは、‘uso civico’は具体的にアクセスする（働きかける）「場」、個別の具体的な状況が生まれる空間的次元でしか作動しない

からである。つまり、実質的な土地の利用行為と所有を単位とする新たな土地区分が連結する具体的な状況のなかでしか、'uso civico'は意味をもたないのである。選定した地域はサルデーニャ島／州である。その理由は、もともと法的にも政治的にも秩序の欄外、余白に位置していた地域であること、コムーネ（基礎自治体）の総数377のうち339に'uso civico'にかかわる土地が確認されていること、現在'uso civico'に関する法的権限は州が単位となっていることである。

## 2 データ化される 'uso civico'

EU加盟国のさまざまな分野のデータをまとめ、統計情報として提供するEurostatには、統計に関する解説サイト Statistics Explainedがある。そこに加盟国の共有地（common land）面積（農地に限定）の調査結果（2000年から2010年まで3年ごとに各国から提供されたデータをまとめたもの）について、興味深い指摘があった。それは現段階では、共有地を統計的に一律に扱える確実な方法がないため、加盟国間や時系列でのデータ比較には注意が必要だといった内容である<sup>2)</sup>。Eurostatでは「共有地を農場単位で利用される農地、農場の完全所有ではなく、在地の人びとの慣習的な利用が認められている土地」と定義しているのだが、そうした平均的な特徴によって共有地を規定し、標準的な共有地（共有地＝共同所有がベース）を実在させ、抽出することの意味が問われている。しかし、筆者の関心を引いたのは、調査結果やデータの比較の可能性の問題ではなく、各国の共有地の多様な実態、その抽出方法の一般化の困難さそのものである。共有地は面積として単純に数値化しにくい（確定しにくい）側面があるという事実が、「慣習的な利用」がネックになっていることを示唆しているからである。やっかいなことに「慣習的な利用」は同じ国であっても一様ではない。各国内の個別的な様相をどう扱うのか、相違点を排除した類型は可能かもしれないが、数値化はどうであろうか。「慣習的な利用」には固定化された境界があるわけではないため、確定した面と

して捉えるのは難しいだろう。

さて、こうしたデータ化に言及するのは、本稿で取りあげるサルデーニャ島においても、1994年州法第12号の‘uso civico’に関する規定をうけ、インベントリーが作成されたからである。そこでは、コムーネの総数が377、そのうち369が確認済み、残る8つのコムーネは作業中であるが共有地の存在は確認されている。インベントリーの作成は、コムーネ単位で行われたのだが、「‘uso civico’のしほりがある土地の評価と回復計画」と関係している。そこでは管轄するテリトリーを共有財産（コモンズ）とみなし（環境を継承されるべき財とする）、それを社会的、経済的発展の資源として自主的に管理しながら利用する方針（新たな価値の再発見＝発明）が打ち出されているからである。‘uso civico’は薪拾い、薬草採り、キノコ狩り、放牧などの具体的な利用行為あるいは慣行とみなされており、土地の所有とはまったく関係がないため、地籍図とは別の利用権が行使される土地のデータ化が必要になってくる。‘uso civico’は土地で自然に生み出されるものを享受する「権利」として法的に認められているため、利用実態がないからといって無断で売ったり、私的な建物を許可なく建てたりすることはできない。そうした背景で、長い年月をかけて、コムーネごとの‘uso civico’の実態調査（利用行為の有無）、‘uso civico’のしほりがある公有地（demani civici）の確定作業が進められ、2020年によりやくほぼすべてのコムーネのデータが更新され、最新のインベントリーができたのである。

インベントリーの作成は、法的な手続きによって「権利」をはずしたり、譲渡したり、別の土地に移転させたりするための根拠資料になりうる。事実、利用権の解除や農地への移転の申請が出され、州の管轄局がこれを認めている。また、違法な状態を正したり、失われた利用権を回復したりすることにも役立っている。たとえば、‘uso civico’が不動産投機の歯止めになり、環境保護につながっている（それは結果なのだが）。このように‘uso civico’をデータ化すれば、モノのように扱え、テリトリーの保護や再設計が可能になる。

ここでデータ化された‘uso civico’のあるコムーネを地図上で確認しておこ

う。「存在なし」のコムーネは30あり、海沿いと平地に集中している。すでにリゾート地になっている北部の沿岸地域、南東部の沿岸地域、整備された農地が広がる西部と南西部一帯である。それに対して「存在あり」のコムーネは中部の高地・山岳地帯に多く、羊や山羊の放牧地や森林をかかえており、管轄するテリトリーは広い。‘uso civico’のしぼりは確定されているが、3分の1以上のコムーネで土地の面積は記載されていない。先に述べた「利用権」の移転を申請中のコムーネは、明確に数値化しているので、法的手続きの意図の有無が関係しているのかもしれない。いずれにしろ、‘uso civico’のしぼりのある土地は、自然のなかに位置しており、その環境を利用した放牧がみられる地域であることは示唆的である。

‘uso civico’のデータ化は、利用権の及ぶ公有地の分布の地図化にもつながり、コムーネの政策に住人を巻き込みながら、テリトリー全体の操作を可能にしている。しかし、‘uso civico’には再整備計画や新たな政策のなかで浮上する土地の「権利」とは異なる次元もあるのではないだろうか。それは運用レベルやインフォーマルな行為（何がフォーマルなのか決定されることが必要）という意味ではない。「伝統的な」慣習の現在のな機能から説明されるものでもない。「資源」や「財」になるか否かとは関係なく、生業と生活のテリトリーとの日常的なかわり、共に利用することに現れる関係性である。土地の所有を前提にしない、所有とは別の論理が働く、‘uso civico’と言いかえてもいいだろう。そこで、次章では、法的一元化のプロセスとローカルな土地利用の様式が交差する歴史的展開を追ってみる。

### 3 法的一元化のプロセス：‘ademprivio’の廃止と‘uso civico’

ここでの問いは、ローカルな土地の利用行為とされる‘ademprivio’と‘uso civico’のあいだに現れるずれが何を示しているのか、である。そのずれをサヴォイア王家、サルデーニャ王国の一連の土地の「囲み込み」による所有の明確化、完全な所有を阻む慣行とみなされた‘ademprivio’の廃止、イタリア

統一後に‘uso civico’の名で回帰してくる「権利」といった具体的な状況のなかから捉えていく。‘ademprivio’と‘uso civico’をめぐる法制史や法的解釈というよりも、法的一元化によって規範が設定されること自体に焦点をあてることになる。

サルデーニャは1720年にサヴォイア家の領地になると、ローカルな共有地制度や土地利用の慣習を一掃すべく、王国の政治的、法的制度が導入され、改革が容赦無く進められていった。サルデーニャの農業や社会の進歩の妨げの原因は、集落の開放耕地や共同利用の慣習にあると見なされ、「私的所有のない土地で、一体どうやって農業の繁栄が可能になるのか」と厳しい意見が王国の委員会を出されている [Le Lannou 1979 : 154]。初めのうちは、開放耕地の所有者に、オリーブ園をつくるために囲い込む権限を与えたり、放牧地にまったく適さない土地の持ち主に、囲い込んで樹木を植えるように命じたりと、限定的な介入であった [Deliperi 2011, Le Lannou 1979, Ortu 2006]。島全体に大きな混乱を招く嚆矢は、1820年の「囲い込み勅令」である。それは、土地を垣根や低い石積みの壁などで囲い込ませ、完全な（共同利用や慣習のしぼりが切断された）所有物にすることを命じている。つまり、自分の所有地を自由に囲い込む権限を与えたのである。この勅令によって、明確な境界をもった土地に分割されて、コムーネと個人が所有することになるのだが、富裕な地主は条件のいい牧地を石積みの壁で囲い込み、牧夫に高額な借地料を要求するといったような悪用もみられた [Le Lannou 1979 : 156]。

こうした徹底的な「囲い込み」によって、すべての土地が所有主体ごとに私有、共有（コムーネの土地）、国有に一律に区分されていった。その一方で、集落ごとの生業形態（農牧）に即した共同利用に保持されている相補的な関係性、たとえば耕地と休耕中の牧草地のローテーションは危機に陥ることになった [Angioni 1988, Le Lannou 1979, Marrocu 1988]<sup>3)</sup>。さらに、1865年王国法第2252号によって、‘ademprivio’の撤廃が命じられた。第1条には「サルデーニャ島で‘ademprivio’の名前で知られているすべての慣習、‘cussorgia’の諸権

利も含めて廃止する」とあり、守らなければ刑罰の対象となることが明記されている。‘ademprivo’は、集落に住んでいる者に認められている慣習的な土地の共同利用のことで、土地が自然に生み出すものを生活維持のために採取したり利用したりできる。‘cussorgia’は共同利用ではなく、特定の移動する牧夫に水飲み場や小屋の利用が許可されている牧草地のことである。いずれも、他人の所有あるいは保有する土地の利用であるため、土地の「完全な所有物」への転換の制約、阻害要因と見なされて一掃されていくことになった。そして、‘ademprivo’や‘cussorgia’が取り除かれた旧領主の土地（封土）も同時に消滅していった。コムーネの土地となって分配されたからである。

「囲い込み」と‘ademprivo’の撤廃は、島民たちが実質的に土地を保有し、共同利用している事実を無視したもので、大きな反発を招いた。囲い込まれた土地を焼き払うような暴力的行為だけでなく、‘su connottu’という抗議運動も起こった [Ortu 2006]。この異議申し立てのスローガンは“Torrare su connottu”「知られていることに帰ろう」である。<sup>4)</sup>「知られていること」とは、「伝統」というよりも、テリトリーは耕作する、放牧する、自然のめぐみをもたらすなどさまざまな形で暮らしのなかで共に利用されていること、その利用には決まりがあることではないだろうか。そうした開放性が法的規範によって囲い込まれ、撤廃され、「完全な」所有物と化したテリトリーの閉鎖性あるいは排他性は知られていないのである。島民たちの破壊行為や抗議運動に対する王国の答えは、徹底的な力による鎮圧（秩序の回復）であった [Ortu 2006]。

旧来の土地の共同利用や慣習は、近代化の「遅れ」の要因とみなされていたので、農業改革や生活の向上などの変化とともに衰退あるいは消滅していくものとされていた。しかし、テリトリーが「完全な」所有を単位とした空間の一部になった後も、‘ademprivo’のような慣行は完全に消滅せず、‘uso civico’の諸権利に姿を変えて今日もお島の多くの土地のしぼりになっている [Parascandalo 2016 : 13]。そして「姿をかえて」残ることが可能になるのは、1927年法令第1776号によって、‘uso civico’の法的な統一基準を定めら

れたからである。その後、'uso civico'に関する法律はここから派生していく。

さて、これまでサルデーニャ島に対する勅令は、従来の土地利用を一掃せよという命令であったが、この法令は国土＝テリトリーを法的規範によって空間的に統一し、遠隔的な設計が可能な状態を創りだしているようにもみえる。いずれにしろ、'uso civico'は王国全体の土地＝テリトリーに適用される統一基準によって定められた「利用権」となる。ゆえに、法的規範以前に'uso civico'は実在しない。一掃されるべき土地の共同所有や共同利用は、'uso civico'という「利用権」の「発明」によって、存在することになるからである。かつてあった、あるいはまだ残っている、地域ごとに異なる名称の土地の共同利用の形態や慣行の類似点から、一般化されたものではない。法を介して「利用権」に「調整－転換」した結果だと言いかえてもいいだろう。

この法的規範の大前提には、所有を単位とした私有／公有（コムーネか国）の土地区分、「完全な」所有権（ひとつのモノに対して単一の権利主体）、私有権（独占的な占有権・使用权・処分権）がある。実際、法令から'uso civico'は共同利用や慣行を「権利」であること、それはコムーネの土地に対して行使されること、その「利用権」は個人ではなくコムーネあるいは特定の団体に属していること、許可なく譲渡したり時効取得したりできない「権利」であることがわかる。'uso civico'は、所有と利用のずれを示すと同時に、もはや共有状態によって可能になる利用や行為ではないことも示している。つまり、法的規範による「調整－転換」とは、共有状態を所有と利用のずれに転換し、「所有権」とは別の「利用権」に統合したことである。

#### 4 「囲い込み」後の「風景」：'kumunella'

前章では、イタリア全土の統一的基準が設定された後に、公有地（コムーネの土地）に行使される「利用権」として出てきたのが、'uso civico'であることを述べた。そして、そのことは'uso civico'が「共有状態」のテリトリーと切斷され、所有によって囲いこまれた土地への「権利」になっていること

を指摘した。では、サルデーニャ島の「囲い込み勅令」のときに起きた運動のスローガン“Torrare su connottu”「知られていることに帰ろう」にあった、「知られていること」はもはや「利用権」に収斂してしまったのだろうか。

ここでは、もう一度サルデーニャ島に戻って、インベントリーをもとに‘uso civico’の集中している中部の山地を選定し、具体的なテリトリーからふたつのことを考えてみる。ひとつは、「囲い込み」後に‘kumunella’と呼ばれる土地の共有形態がどう変化したのか。もうひとつは、‘uso civico’が切断した、さまざまな利用（耕作する、放牧する、自然のめぐみをもたらすなど）を可能にするテリトリーの「共有状態」である。このふたつから、「囲い込み」後のテリトリーの「風景」が見えてくるはずである。

統治の力で強引に進められた「囲い込み」は、テリトリーを均一な空間として、所有を単位に分割するやりかたであった。それは、従来のテリトリーの基本的な区分「居住地とその外」とは根本的に異なっていた。もう少し具体的に説明すると、テリトリーは居住地を中心に外に広がっており、居住地の外は耕地や牧草地があり、山があり、自生の果樹や食用・薬用になるハーブがあり、さまざまな営みの場となっている。つまり、居住地を含むテリトリーのなかに、営みごとのテリトリーが共にある状態となっている（図1）。

こうした実質的な区分には明確な境界線ではなく、土地利用の「取り決め」によって維持されている。それは「所有」の概念がないことを意味しない。とりわけ、広大な土地が必要な羊や山羊の移牧にとっては、いづどこに放牧可能な土地があるのかをつねに知っておくことが重要であるため、境界線

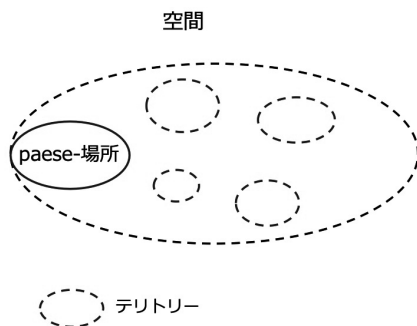


図1 テリトリーのイメージ

よりも「取り決め」に意味がある。また居住地から離れた耕作に適さない土地は、つねに放牧地になっており、「囲い込み」は家畜の移動性を妨げるこ

とになる。このような生業形態と結びついた利用をもとに把握されるテリトリーに、抽象的な空間の「所有」が入り込み、「囲い込み」によって、大小の'tanca'「囲い地」に分割されていったのである。

そうした状況に反応するかのように、'kumunella'と呼ばれる土地の共有形態が現れてきた。これは私有か共有かといった所有の種類とは関係がない。牧草地と耕地（休耕地を含む）を必要に応じて組み合わせながら、私有地を放牧利用のために調整する方法で、個人間の取り決めによって土地は牧夫に配分される [Angioni 1989:72]。借地料は家畜の頭数によって決まるのだが、なるべくよい土地を手に入れるには、さまざまな種類の関係の網の目が活用される [Angioni 1989:72] 'kumunella'の興味深い点は、私有地が'kumunella'に置かれることで一旦共有された後、個人間に分配される方法であって、組織にも制度にもならないところである。

'kumunella'はその後、農業の衰退とともに消滅あるいはごく限られた地域に残るだけだろうと言われていた [Le Angioni 1989, Lannou 1979]。たしかに、機能面から実体的に捉えれば、組み合わせ

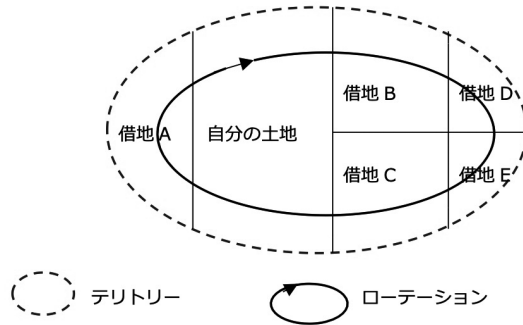


図2 牧草地のローテーション

せて調整する耕地はなくなっていくので、用はないようにみえる。移牧の形態も居住地から遠く離れたテリトリーからテリトリーへの季節移動ではない。テリトリーのなかで放牧するスタイルに変化している。しかしながら、こうした状況の変化に応じた'kumunella'もあることが報告されている [Maxia 2001]。牧夫は自分の土地を所有しても、家畜の頭数を増やし規模を拡大するときには、あえて土地を購入せずに借地にするのである（図2）。費用や土地のローテーションの問題もあるが、ローテーションによってテリトリーを

つくりだしていること、借地の‘kumunella’ができていることは示唆的である [Maxia : 2001]。図1で示したテリトリーのイメージに所有を単位とする区分が上から重ねられた後、再び‘kumunella’を介して「共有状態」がつくられているようにみえるからである。そこには「調整」による「転換」がある。それは前章でみた法的規範によって切断された「共有状態」の回復と言えるかもしれない。

## 5 おわりに：テリトリーの「論理」

本稿はイタリアにおける‘uso civico’を手がかりに、完全な（独占的な）所有に転換できない「なにか」を記述する試みであった。具体的な状況にあらわれた「なにか」とは、所有による「囲い込み」をうけながら、そうした状況を「調整-転換」して「共有状態」をつくりだそうとするテリトリーの「論理」である。それは法的規範による「調整-転換」、すなわち、枠組みを拡張して位置づけるやりかたとは異なっている。「調整-転換」の結果である‘uso civico’は「ひとつのモノに対して単一の権利主体」からの「ずれ」を「利用権」として新たに囲い込んだものだからである。ある意味で妥協の産物と言えるだろう。テリトリーの「論理」のほうは、‘kumunella’を介して所有を単位とする土地区分に実質的な利用関係を連結し、新たな「共有状態」に転換している。ゆえに、妥協の産物とは言えない。この「なにか」が現れる具体的な状況の質的な違いは大きい。ゆえに、法的規範という遠隔的な力と‘kumunella’という内からの作用の区別が重要である。

このふたつの「調整-転換」の媒介の質の違いについての検討は、稿を改めて行いたい。また「共有状態」についても記述が不十分で、そうした状態が可能にする相補性、開放性、受動性といった関係性についても同様である。権力と支配と搾取の枠組みでは捉えられない「なにか」を捉えようなどっかかりになると考えるからである。

さて、このところ地域の‘uso civico’が再び注目されている。本稿でも述べ

たが、どのような政策や計画に取り入れられるかによって、'uso civico'はテリトリーの「進歩」や「成長」を阻む過去の遺制となったり、自然環境を保護に貢献するものとなったり、テリトリーの「地域性」（ローカリティ）を価値づけるもの（コモنز）となったりする。これは所有と利用の不一致それぞれ自体には意味がないことの証左である。'uso civico'からコモنزを考え、そしてテリトリーの共有状態に戻るといふ循環も必要ではないだろうか。

[注]

- 1) 土地の共同利用については、地域と結びついた名称がある。本稿でとりあげるサルデーニャの場合は'ademprivio'が代表的である。中世イングランドやウェールズの「一人の、ないしは複数の人間が、他人の所有、ないし保有する土地で自然に生み出されるものの一定部分を採取、ないしは利用する権利」[室田・三俣 2004: 99]、いわゆる「コモンの権利」(right of common)とよく似ているが、「権利」ではない。領主が集落の住人たちに認めた、生活の維持のために必要なものを領地から採取する行為や放牧のことである。土地の共同利用については、Vicinie (フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア、ロンバルディア)、Regole (ヴェネト)、Comunali (エミリア・ロマーニャ)、Comunanze agrarie (マルケ)、Università agrarie (ウンブリア、ラツィオ)などがある。  
土地の共同利用について、1927年にイタリア全土に法的な統一基準が示され、'uso civico'が全国統一の呼称になった。その後、'uso civico'のしほりがある土地は'demanio civico'、コモنزにあたる'beni comuni'と混乱しているため、'le terre d'assette fondiari collettivi'「共有財としての土地資源の所有、管理、利用の制度と状況」という長々しい言葉を使う研究者も少なくない。
- 2) Greco, M. 2014. Le statistiche sulle common land nell'Unione Europea e in Italia, In *Agriregionieuropa anno 10-36*. Available online.
- 3) viddazone (耕地) - paberile (休耕地) が2年ごと交代し、そのローテーションに合わせて放牧が可能になる。Viddazone (耕地)は収穫後から播種まで、paberile (休耕地)はいつでも利用できる。耕作のサイクルの「隙間」を放牧が利用するという関係で、厳格な利用規則がコムーネごとに決められている。耕作と放牧という異なる生業の土地利用の調整になっている。
- 4) このスローガンは「異議申し立て」運動でたびたび使われる。1969年に起きたPratobelloの抗議運動がその一例である。政府が強引にコムーネの土地を接収し、軍事演習場にしようとしたため、オルゴゾロの住人たちが非暴力的な

方法で激しく抗議した。Pratobelloは牧草地であったこともあり、テリトリーの自治を無視した強引なやりかたに、住人たちは'su connottu'「知られていること」を主張したのである。現在では'Su connottu'は土地の固有の知識や言葉や習慣などにも使われたり、商品名として利用されたりして、ある種の'commodity'になっている。

#### [参考文献]

秋山智彌

2004 『コモンズの人類学』人文書院。

2010 『コモンズの地球史』岩波書店。

稲森裕太

2022 「移牧と農耕がつくるタヴォリエーレの空間構造」『南イタリア都市の空間史』法政大学出版局、pp.181-216。

菅豊

2010 「ローカル・コモンズという原点回帰——地域文化コモンズ論へ向けて」山田奨治編、『コモンズと文化——文化は誰のものか』東京堂出版、pp.265-291。

竹内啓一

1979 「アペニン山地中南部におけるトランスヒューマンズの衰退過程についての若干の考察」『一橋論叢』72：612-634。

中島弘二

1998 「林野における近代空間の生産——入会林野の政治経済学」荒山正彦・大城直樹編『空間から場所へ——地理学的想像力の探求』古今書院、pp.30-45。

室田武・三俣学

2004 『入会林野とコモンズ』新評論社。

Angioni, G.

1988 *I pascoli erranti*, Liguori Editore.

Caltagirone, B.

1988 La montagna coltivata. Usi e rappresentazioni dello spazio in Barbagia, In G. Angioni e A. Sanna (eds.), *L'architettura popolare in Italia, Sardegna*, Laterza, pp.58-68.

Cervale, M.C.

2021 Proprietà collettiva, usi civici e ordinamento civile in Italia, In *Actualidad jurídica Iberoamericana* 14: 532-557.

Cristoferi, D.

2016 Da usi civici a beni comuni: gli studi sulla proprietà collettiva nella medievistica e nella modernistica italiana e le principali tendenze internazionali, *Studi Storici* 57-3: 577-604.

Deliperi, S.

2011 Gli usi civici e gli altri diritti d'uso collettivi in Sardegna, *Rivista Giuridica dell'Ambiente* 25/3-4: 387-417.

Geertz, C.

1983 Local Knowledge: Fact and Law in Comparative Perspective, *Local Knowledge*, Basic Books, pp.167-234.

Greco, M.

2014 Le statistiche sulle common land nell'Unione Europa e in Italia, In *Agriregionieuropa anno* 10-36. Available online.

<https://agrireregionieuropa.univpm.it/it/content/article/31/36/le-statistiche-sulle-common-land-nellunione-europea-e-italia> (accessed 01/09/2023).

Grossi, P.

2005 Aspetti storico-giuridici degli usi civici, In *Georgofili-Quaderni* II : 21-35.

Le Lannou, M.

1979 *Pastori e contadini di Sardegna*, Edizioni della Torre.

Marrocu, L.

1988 La comunità agraria e i suoi spazi, In G. Angioni e A. Sanna (eds.), *L'architettura popolare in Italia, Sardegna*, Laterza, pp.16-27.

Marxia, C.

2001 Sa filàda. Il pascolo delle capre nel Gerrei, In AA.VV., *Il senso dei luoghi. Pratiche e rappresentazioni dello spazio nella Sardegna sud-orientale*, CUEC, pp.51-82.

2005 Sui rapporti socio-produttivi dei pastori in Sardegna: Osservazioni sul presente, memorie del passato e tracce storiche, *La Ricerca Folklorica* 52: 101-126.

Mientjes, A.C.

2008 *Paesaggi pastorali: studio etnoarcheologico sul pastoralismo in Sardegna*, CUEC.

Meloni, B.

1988 Forme di mobilità ed economia locale in centro Sardegna, *Mélanges de l'école française de Rome* 100-2: 839-855.

Ortu, G.G.

1988 La transumanza nella storia della Sardegna, *Mélanges de l'école française de Rome* 100-2: 821-838.

2006 La Sardegna sabauda: tra riforme e rivoluzione, In M. Brigaglia e A. Mastino (eds.), *Storia della Sardegna 4. Dal Settecento al Novecento*, Laterza, pp.1-13.

Ostrom, E.

1990 *Governing the Commons*, Cambridge University Press.

Paolini, L. e Mancini, F.

2016 “Usi civici”: the Italian side of the Commons, *Annali* 16: 75-87.

Parascandolo, F.

2016 Beni comuni, sistemi comunitari e usi civici: riflessioni a partire da un caso regionale, In *Medea* II -1: 1-31.

[閲覧サイト]

Gruppo d'Intervento Giuridico (GrIG)

Sardegna, ecco il nuovo (quasi completo) Inventario regionale delle terre civiche. Il 92% dei Comuni della Sardegna ha terreni a uso civico.

<https://gruppodinterventogiuridicoweb.com/2020/03/01/sardegna-ecco-il-nuovo-quasi-completo-inventario-regionale-delle-terre-civiche-il-92-dei-comuni-della-sardegna-ha-terreni-a-uso-civico/> (accessed 25/08/2023).

SardegnaAgricoltura

<https://www.sardegnaagricoltura.it/finanziamenti/gestione/usicivici/> (accessed 01/09/2023).

Statistics Explained

Farm structure survey – common land.

[https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Farm\\_structure\\_survey\\_-\\_common\\_land](https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Farm_structure_survey_-_common_land) (accessed 01/09/2023).

Statuto Comunale di Orgosolo

<https://dait.interno.gov.it/documenti/statuti/statuto-comune-nu-orgosolo.pdf> (accessed 25/08/2023).

The Digital Library of the Commons

<https://dlc.dlib.indiana.edu/dlc/> (accessed 20/08/2023).

Usi Civici

<https://www.usicivici.unitn.it/home.html> (accessed 25/08/2023).

(人文学研究科准教授)

## SUMMARY

## Thinking about the commons : An Italian case study

Yasuko IMOTO

In this article we explore ‘something’ that cannot be converted into full (exclusive) ownership, focusing on the case of ‘uso civico’, that is, practices found on the Italian island of Sardinia. ‘Uso civico’ generally refers to customary rights related to the traditional land use and organisation. However, it cannot be captured as livelihood maintenance or support functions or as various rights. ‘Uso civico’ is a "compromise" product that emerged in the interaction and confrontation between different realities (origin and qualities) of land division bases. We attempt to clarify how legal centralisation (connected with modernisation from Unification to the later period) made such ‘mixtures’, and how, in Sardinia, the socio-cultural-economic-ecological space ‘territory’ (*territorio*), in which the livelihoods and lives in which ‘uso civico’ operates, adapts (*aggiustare*) to different changes. Based on the way the ‘territory’ responds to changes, we regard ‘uso civico’ as logic in action.

